

地域で子どもを育むプロジェクト ～信州こどもカフェ運営支援助成～

2026 年度 募集要項

趣 旨	県内の子どもが地域の多様な人との関わりを通じて、様々な困難を乗り越え成長する力を育むことを目的として、信州こどもカフェ（以下「こどもカフェ」という。）の運営を支援します。※本助成は、こどもカフェの活動を応援したい民間企業、団体、個人の皆様から長野県にいただいた寄付を活用し実施しています。
対象団体	助成対象となる団体は、「信州こどもカフェ」の趣旨目的（子どもの健やかな成長を支援すること。）を十分に理解し、県内の子どもが様々な困難を乗り越え成長する力を育むことに寄与する活動を行う団体であり、かつ以下の（１）から（９）までをすべて満たすこどもカフェを運営する団体等とします。（法人格の種類、有無は問いません。） （１）県内で開催され、営利を目的としないもの。（これから新たにこどもカフェの活動を行おうとする団体又は休止していた活動をこれから再開しようとする団体については、令和８年１２月までに初回のこどもカフェを開催すること。） （２）同一地区内で計画的に開催（毎月１回以上開催）されるもの。 （３）以下アからウのいずれかに該当する複数の取組を行うものであること。 ア 学習支援と食事提供 イ 学習支援とその他の取組（悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等） ウ 食事提供とその他の取組（悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等） （４）今年度、長野県で実施する地域発元気づくり支援金の助成を受けていない活動であること。 （５）こどもカフェ参加者（ボランティア等こどもカフェの運営スタッフを含む。）に対して安全第一であること。 （６）こどもカフェの開催時に、現場を統括するリーダー及び子どもに対して適切な支援ができるボランティア等のスタッフが配置されていること。 （７）食事提供にあたっては、無料又は低額（実費相当程度）の料金とされていること。また、保健所の指導に従い衛生管理が十分に配慮されていること。 （８）活動内容が公序良俗に反しないこと。また、営利活動や宗教的活動、政治的活動が行われていないこと。 （９）関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がないこと。
対象経費	こどもカフェの活動に要する経費 需用費（食材費・消耗品費・燃料費・印刷費等）、賃借料、謝金、旅費 等 <u>※領収書またはレシート等の明細（原則原本に限る）のあるものに限り、ます。</u> <u>※１件あたり 100,000 円以上の物品で１年以上にわたり使用に耐えると認められる物品は対象外です。ご注意ください。</u> <u>※利用者のニーズや社会情勢に合わせて常に食事を提供できるよう、弁当や食料品の配布を行う場合、必要な経費についても上記の費目の範囲で対象とします。</u>
対象期間	令和８年４月１日から令和９年２月２８日までに行う事業
応募方法 及び 提出先	申請書（様式１－１※４ページ全て）に必要事項を記入の上、長野県社会福祉協議会（以下）へ郵送、持参又はメールにてご提出ください。 住所：〒380-0936 長野市中御所岡田 98-1 Mail : vcenter@nsyakyo.or.jp 宛名：長野県社会福祉協議会まちづくりボランティアセンター

	※団体住所のある市町村社会福祉協議会ではなく、長野県社会福祉協議会への提出となりますのでご注意ください。 申請書は本会ホームページからダウンロードすることができます。 HP: https://www.nsyakyo.or.jp/kodomocafe/ (信州こどもカフェ応援サイト)																																																					
提出期限	【募集締切】令和8年8月3日(月) 必着																																																					
助成額	これまでに本助成を受けた回数(3か年受けたかどうか)及びこどもカフェの活動開始(初回開催)時期により、助成限度額は以下のとおりです。 ・助成額は、予算の範囲内で決定します。 ・助成額は実績に応じた額でお支払いします。 ・助成額は1か所あたりの額です。 【これまでに本助成を3回受けているこどもカフェ】 限度額5万円 ※4回目以降の交付決定は基本額のみとなるため、食料配布の有無や年回開催回数に関係なく一律5万円が限度額となります。 【まだ本助成を3回受けていないこどもカフェ】 こどもカフェの活動開始(初回開催)時期等により、限度額は下表のとおりです。 <table><tr><th>こどもカフェ 活動開始(初回 開催)時期等</th><th>基本額</th><th>上乗せ額①※1</th><th>開催頻度に合わせた 上乗せ額②※2</th><th>助成額 (上限)</th></tr><tr><td rowspan="8">R8年3月以前に 活動開始(初回開催)している</td><td rowspan="8">5万円</td><td>配布有 2万円</td><td rowspan="2">月1回(年間16回以下)開催 0円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>配布無 0万円</td><td>5万円</td></tr><tr><td>配布有 2万円</td><td rowspan="2">月2回(年間17回～27回)開催 5万円</td><td>12万円</td></tr><tr><td>配布無 0万円</td><td>10万円</td></tr><tr><td>配布有 2万円</td><td rowspan="2">月3回(年間28回～38回)開催 10万円</td><td>17万円</td></tr><tr><td>配布無 0万円</td><td>15万円</td></tr><tr><td>配布有 2万円</td><td rowspan="2">月4回(年間39回以上)開催 15万円</td><td>22万円</td></tr><tr><td>配布無 0万円</td><td>20万円</td></tr><tr><td rowspan="8">R8年4月から R8年12月までに 新規で活動開始 (初回開催)する</td><td rowspan="8">7万円</td><td>配布有 2万円</td><td rowspan="2">月1回(年間16回以下)開催 0円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>配布無 0万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>配布有 2万円</td><td rowspan="2">月2回(年間17回～27回)開催 5万円</td><td>14万円</td></tr><tr><td>配布無 0万円</td><td>12万円</td></tr><tr><td>配布有 2万円</td><td rowspan="2">月3回(年間28回～38回)開催 10万円</td><td>19万円</td></tr><tr><td>配布無 0万円</td><td>17万円</td></tr><tr><td>配布有 2万円</td><td rowspan="2">月4回(年間39回以上)開催 15万円</td><td>24万円</td></tr><tr><td>配布無 0万円</td><td>22万円</td></tr></table> ※1 上乗せ額①については弁当・食料配布の活動を行う場合、対象となります。 ※2 上乗せ額②についてはR8.4月～R9.2月の11ヶ月間に合計何回開催するかにより、開催頻度が異なります。期間途中で新規で活動開始(初回開催)又は活動再開する場合も同様ですのでご注意ください。					こどもカフェ 活動開始(初回 開催)時期等	基本額	上乗せ額①※1	開催頻度に合わせた 上乗せ額②※2	助成額 (上限)	R8年3月以前に 活動開始(初回開催)している	5万円	配布有 2万円	月1回(年間16回以下)開催 0円	7万円	配布無 0万円	5万円	配布有 2万円	月2回(年間17回～27回)開催 5万円	12万円	配布無 0万円	10万円	配布有 2万円	月3回(年間28回～38回)開催 10万円	17万円	配布無 0万円	15万円	配布有 2万円	月4回(年間39回以上)開催 15万円	22万円	配布無 0万円	20万円	R8年4月から R8年12月までに 新規で活動開始 (初回開催)する	7万円	配布有 2万円	月1回(年間16回以下)開催 0円	9万円	配布無 0万円	7万円	配布有 2万円	月2回(年間17回～27回)開催 5万円	14万円	配布無 0万円	12万円	配布有 2万円	月3回(年間28回～38回)開催 10万円	19万円	配布無 0万円	17万円	配布有 2万円	月4回(年間39回以上)開催 15万円	24万円	配布無 0万円	22万円
こどもカフェ 活動開始(初回 開催)時期等	基本額	上乗せ額①※1	開催頻度に合わせた 上乗せ額②※2	助成額 (上限)																																																		
R8年3月以前に 活動開始(初回開催)している	5万円	配布有 2万円	月1回(年間16回以下)開催 0円	7万円																																																		
		配布無 0万円		5万円																																																		
		配布有 2万円	月2回(年間17回～27回)開催 5万円	12万円																																																		
		配布無 0万円		10万円																																																		
		配布有 2万円	月3回(年間28回～38回)開催 10万円	17万円																																																		
		配布無 0万円		15万円																																																		
		配布有 2万円	月4回(年間39回以上)開催 15万円	22万円																																																		
		配布無 0万円		20万円																																																		
R8年4月から R8年12月までに 新規で活動開始 (初回開催)する	7万円	配布有 2万円	月1回(年間16回以下)開催 0円	9万円																																																		
		配布無 0万円		7万円																																																		
		配布有 2万円	月2回(年間17回～27回)開催 5万円	14万円																																																		
		配布無 0万円		12万円																																																		
		配布有 2万円	月3回(年間28回～38回)開催 10万円	19万円																																																		
		配布無 0万円		17万円																																																		
		配布有 2万円	月4回(年間39回以上)開催 15万円	24万円																																																		
		配布無 0万円		22万円																																																		
助成決定から 実施報告 までの 流れ	(1) 助成の決定(8月上旬頃) 提出された申請書をもとに本会において審査後、本会から各団体にお知らせします。(交付又は不交付のいずれであっても通知します。) なお、申請多数の場合は活動内容や取組状況等により助成先を決定します。 (2) 助成金(1回目:前払い)の支払い(8月末又は9月末)※希望する場合のみ。 交付決定額の範囲内で支払います。 交付決定後に請求書を提出していただき、1回目の支払いを行います。 (3) 実施報告書の提出(3月上旬) 事業実施後に実施報告書を提出していただきます。 (4) 助成金(2回目:実績払)の支払い(3月末)※該当する場合のみ。 実施報告書により年回開催回数等を確認し、2回目の支払いを行います。																																																					
助成金の	次のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部につき、金額及び期日を指定して返還していただく場合があります。																																																					

返還義務	(1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたことが判明したとき。 (2) 助成金を対象活動又は対象経費以外に使用したとき。 (3) 対象活動の中止等により活動を完了できないとき。 (4) 事業規模の縮小等により助成金の交付済額に不用額が発生したとき。 (5) その他本会が必要と認めたとき。
その他	市町村社会福祉協議会とこどもカフェとの連携強化を図るため、申請団体の名称（申請があったこと）を団体住所のある市町村社会福祉協議会へ情報提供しますのでご了承ください。 ※氏名・住所・連絡先・活動内容等については同意なく提供することはありません。